

市区町村名：下高井郡山ノ内町

信濃中野税務署

音順	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等							
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼	
さ	佐野	都市計画の用途地域の指定がある地域	40	1.1	周比準	周比準	比準	比準			
		上記以外の地域									
		1 農業振興地域内の農用地区域									
		(1) 北原、畑中、北田、谷地			純 3.9	純 5.9					
		(2) 上記以外の地域			純 2.7	純 3.8					
		2 上記以外の地域									
		(1) 北原、畑中、北田、谷地、上川原、下川原	30	1.1	純 6.7	純 9.1	純 2.8	純 2.8			
		(2) 上記以外の地域	30	1.1	純 6.1	純 8.0	純 2.2	純 2.2			
		寒沢	農業振興地域内の農用地区域			純 2.7	純 3.8				
			上記以外の地域	30	1.1	純 6.1	純 8.0	純 2.2	純 2.2		
と	戸狩	農業振興地域内の農用地区域									
		1 中島中河原（夜間瀬川より東側の地域）			純 4.1	純 5.9					
		2 上記以外の地域			純 2.7	純 3.8					
		上記以外の地域									
		1 中島中河原（夜間瀬川より東側の地域）	30	1.1	純 7.7	純 11	純 2.8	純 2.8			
		2 上記以外の地域	30	1.1	純 6.1	純 8.0	純 2.2	純 2.2			
ひ	平穏	都市計画の用途地域の指定がある地域	50	1.1	周比準	周比準	比準	比準			
		上記以外の地域									
		1 農業振興地域内の農用地区域									
		(1) 上林、上川原、中川原、中道北、中道間、大柳、天川、横道東、川原			純 6.1	純 6.3					
		(2) 下川原、金倉東、榎沢、飯綱東、堤、町東、小井戸、弥勒、松ノ木、西村、二王堂下、中村、四ツ屋、欠端、夜間瀬境、荒屋、雀崎、土橋、下手、村下、中原、矢口			純 4.3	純 6.3					
		(3) 十社前、向井、東村、志古、吉沢、荒神堂、大原、村下中道北、上原（2 3 4～3 4 6 番地を除く）			純 4.3	純 6.3					
		(4) 上記以外の地域			純 3.1	純 5.2					

市区町村名：下高井郡山ノ内町

信濃中野税務署

音順	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
ひ	平穏	2 上記以外の地域	%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
		(1) 上林、上川原、中川原、中道北、中道間、大柳、天川、横道東、下川原、金倉東、榎沢、飯綱東	40	1.1	純 7.7	純 12	純 3.7	純 3.7		
		(2) 町東、小井戸、弥勒	40	1.1	純 7.7	純 9.1	純 2.9	純 2.9		
		(3) 西村、二王堂下、中村、四ツ屋、欠端、夜間瀬境、荒屋、雀崎、土橋、下手、村下、中原、矢口、十社前、向井、東村、志古、吉沢	40	1.1	純 12	純 12	純 3.7	純 3.7		
		(4) 堤、川原、松ノ木、荒神堂、大原、村下中道北、上原(234~346番地を除く)	40	1.1	純 12	純 12	純 3.7	純 3.7		
		(5) 志賀高原	50	1.1	—	—	純 3.2	純 3.2		
		(6) 上記以外の地域	30	1.1	純 4.3	純 6.3	純 2.9	純 2.9		
よ	夜間瀬	農業振興地域内の農用地区域								
		1 上田中島、下田中島、町、伊勢宮、上条境、東町、中島中河原、馬場、町裏			純 3.8	純 5.9				
		2 上記以外の地域			純 3.1	純 5.2				
		上記以外の地域								
		1 上田中島、下田中島、町、伊勢宮、上条境、東町、中島中河原、馬場、町裏	40	1.1	純 9.4	純 12	純 4.7	純 4.7		
		2 入赤綿沢、赤綿沢、下丸山、丸山、戸ヶ崎、離山、木落、中道、下道、三ツ子山、下種池、種池、ガンドウ場	30	1.1	純 7.7	純 11	純 4.5	純 4.7		
		3 奥志賀高原別荘地(熟平の町有地)	40	2.0	—	—	—	—		
4 上記以外の地域	30	1.1	純 5.2	純 6.5	純 2.9	純 2.9				